

板橋区下水道未普及地域設置浄化槽汚泥の収集運搬に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内において下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域外の区域（以下「下水道未普及地域」という。）に設置されている浄化槽の管理者又は占有者（以下「管理者等」という。）が維持管理に伴う清掃を行う際に発生する浄化槽汚泥を区が収集及び運搬すること（以下「事業」という。）について必要な手順を定めることにより、浄化槽の衛生管理を助長し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(対象及び回数)

第2条 事業の対象となる浄化槽は、第3条第1項に規定する申請を行う日に下水道未普及地域に設置されているものとする。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理又は占有する建物及び事業用建物（住居併用建物を除く）で使用する浄化槽については、事業の対象としない。

2 事業の実施回数は、対象とする浄化槽1槽につき、年1回とする。

(申請)

第3条 管理者等は、清掃を実施する際に下水道未普及地域設置浄化槽認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を区に提出する。

2 区は、申請書を受理した後45日以内に審査のうえ前条第1項に基づく認定対象の可否を決定し、管理者等へ通知する。

(決定)

第4条 前条第2項において、可と決定した場合の管理者等への通知は、板橋区下水道未普及地域設置浄化槽認定書（別記第2号様式。以下「認定書」という。）の交付をもって行い、否と決定した場合の管理者等への通知は、別記第3号様式により行う。

2 認定書の有効期限は当該年度の3月31日とする。

(清掃)

第5条 区は、浄化槽清掃業者のうち、事業を実施することができる者（以下「事業者」という。）を掲載した認定書取扱浄化槽清掃業者名簿（別記第4号様式）を作成し、管理者等に通知する。

2 事業者の選定にあたっては、当該事業者から承諾書（別記第5号様式）を徴し事業の実施の可否を確認するものとする。

3 前条第1項により認定書の交付を受けた管理者等は、事業者を任意に選択し、事業の実施を依頼する。

(事業の実施及び支払い)

第6条 前条第3項により依頼を受けた事業者は事業を実施し、管理者等は当該事業者に対し、清掃分の料金を支払うとともに認定書を引き渡す。

2 本事業の実施後、事業者は前条の認定書等を添付した請求書により収集運搬分の料金を請求し、区はこれに基づき支払う。

(認定無効)

第7条 認定書を交付した後であっても、浄化槽清掃の際に認定書の目的外使用が判明した場合には、認定書を無効とし、区は収集運搬分の料金を支払わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 「板橋区浄化槽清掃経費の助成特別措置に関する要綱」(平成12年4月1日施行 一部改正 平成17年4月1日施行)については、平成24年3月31日をもって廃止する。